

NPO かなざわ志縁隊 規 約

(名称)

第 1 条 この団体は、NPO かなざわ志縁隊と称する。

(所在地) 石川県金沢市福久町ヲ 9 8 番地

第 2 条 当 NPO かなざわ志縁隊の事務所は、石川県金沢市に置く。

(目的)

第 3 条 当 NPO かなざわ志縁隊は東日本大震災の被災地域と被災した人々の継続的な支援と交流を通じて、復興への活力を提供する。

(活動の範囲)

第 4 条 当 NPO かなざわ志縁隊は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 復興地の岩手県・宮城県・福島県及び北陸を活動範囲とする
- (2) 支援物資の搬送及び炊き出し
- (3) 文化的自立生活創生のためのサロンの開設、運営
- (4) 募金活動等のイベントの開催
- (5) (1) から (4) の活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言 又 は活動の支援
- (6) (1) ～ (5) までに関わる一切の事業を行なう

(会員)

第 5 条 当 NPO かなざわ志縁隊の会員は、次の 2 種とし正会員をもって運営を決定する。

(1) 正会員 当 NPO かなざわ志縁隊の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当 NPO かなざわ志縁隊の目的に賛同して支援する個人又は団体

(入会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会する個人又は団体は、入会申込書に必要事項を記入し代表に提出する。いずれも会費を納入することで入会と認められる。

(会費)

第 7 条 会員は、毎年 1 回年会費を納めるものとする。

(1) 正会員 1 口 2,000 円 団体会員 1 口 10,000 円

(2) 賛助会員 1 口 5,000 円 団体会員 1 口 20,000 円

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出

(2) 会費の 1 年以上の滞納

(3) 本人の死亡、団体の解散

(役員及び事務局)

第 9 条 当 NPO かなざわ志縁隊に次の役員を置く。

(1) 代表 上杉悠巖

(2) 副代表 山下満義

(3) 会計 山根照美

(4) 監事 安野正紀

第10条 役員の職務

(1) 代表役員は、本団体を代表する。

(2) 副代表は、代表役員を補佐し、代表役員に事故あるとき又は代表役員が欠けたときは、代表役員があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(3) 役員は、役員会を構成し、この定款の定め及び総会又は役員会の決議に基づき、本団体の業務を執行する。

(4) 監事は、次に掲げる業務を行う。

- 本団体の財務状況を監査すること
- 役員の業務執行状況を監査すること
- 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- 前号の報告をするために必要がある場合には、役員会および総会を招集すること
- 役員の業務執行状況又は本団体の財産の状況について、役員に意見を述べること

(総会)

第11条 当NPO かなざわ志縁隊の総会は、正会員をもって構成し年1回開催する。

(1) 総会は、正会員をもって構成する。

(2) 総会は定時総会と臨時総会とする。

(3) 定時総会は毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

(4) 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- 役員の過半数が必要と認めたとき
- 3分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的を記載した書面によって、代表役員に対し、開催の請求があったとき
- 第10条第4項第4号の規定に基づき、監事が開催の召集をしたとき

第12条 総会の招集

(1) 総会は、第11条第4項第3号の場合を除いて、代表役員がこれを召集する。

(2) 代表役員は、第11条第4項第1号又は2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日に会議を招集しなければならない。

(3) 総会を招集するには、開催日より1週間前までに、正会員に対して、会議の日、時、場所、目的たる事項を通知しなければならない。

第13条 総会の議決権

(1) 会員は、その寄付口数の多少に関わらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(2) やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第14条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第15条 総会の議決は、この定款及び法令に別段の定めがある場合を除き、議決権総数

の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数で決する。

第 16 条 総会はこの定款で規定する場合のほか、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 定款の変更に関する事項
- (3) 役員及び監査の選任又は解任に関する事項
- (4) その他役員会が総会に付すべき事項として決議した事項 第 17 条 総会の議事録
- (5) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 日時及び場所
- 出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること）
- 審議事項
- 議事の経過の概要及び決議の結果
- 議事録署名人の選任に関する事項

(6) 議事録には、議長及びその会議に出席した役員 2 名が署名する。

(役員会)

第 18 条 当 NPO かなざわ志縁隊の役員会は、会の最高合議機関として各役員で構成し随時開催する。

第 19 条 役員会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表役員が必要と認めたとき
- (2) 過半数の役員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監査から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

第20条 役員会の議事は、役員半数以上が出席し、出席役員全員一致で決する。

第21条 役員会の特例決議

緊急に対応が必要な事案については、役員全員の参加と全員一致の議決により、定款 変更、予算変更を含めた、すべての決定を総会を経ずに決定し、2ヶ月以内に正会員へ連絡することにより、事後承諾を得ることができる。

(資産)

第22条 当NPO かなざわ志縁隊の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (4) その他の収入 (事業計画及び予算)

第23条 当NPO かなざわ志縁隊の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し役員会の承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第24条 当NPO かなざわ志縁隊の事業報告書及び収支決算書は、事業年度終了後速やかに作成し監査役の監査を受けるものとする。

(事業年度)

第 25 条 当 NPO かなざわ志縁隊の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 26 条 当 NPO かなざわ志縁隊の規約を変更する場合は、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。

(解散)

第 27 条 当 NPO かなざわ志縁隊は、次に掲げる事項により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功不能

(規程・細則)

第 28 条 この規約の施行について必要な規程・細則は、役員会の承認を経て代表がこれを取りまとめる。(附則)

この規約は、平成 24 年 9 月 1 日より施行する。

※平成 26 年 1 月 24 日 緊急の役員会により、第 10 条から第 22 条を追加。

※平成 26 年 9 月 1 日 総会により、代表を上杉悠巖に変更。